令和３年３月農業委員会総会議事録

令和3年3月24日午後3時00分、令和3年3月農業委員会総会を弘前市りんごの家2階研修室に招集する。

出席委員 23名

1番　岩谷　裕子　委員	2番　成田　忠光　委員	3番　三上　幸雄　委員
4番　佐藤　耕一　委員	6番　成田　繁則　委員	7番　小林　政貴　委員
8番　三上　悦治　委員	9番　平井　秀樹　委員	10番　進藤　司　委員
11番　石岡　千鶴子　委員	12番　棟方　健　委員	13番　木村　芳文　委員
14番　小田桐　明　委員	15番　奥元　勝義　委員	16番　髙橋　貴志　委員
17番　須藤　秀人　委員	19番　伊藤　公正　委員	20番　兜森　弘義　委員
21番　小嶋　勇成　委員	23番　前田　優考　委員	24番　町田　高司　委員
25番　佐藤　剛郎　委員	26番　山内　知人　委員	

欠席委員　2名

18番　大湯　茂八郎　委員　　22番　藤田　善明　委員

出席事務局　　6名

事務局長	菅野　昌子	事務局次長	吉田　秀樹
事務局次長補佐	佐藤　祝幸	事務局主幹兼農地係長	澤田　明人
岩木分室長総括主査	浅利　敏江	事務局主事	佐藤　久明

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命
議　事
議案第18号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第19号　農地転用許可に係る意見について
議案第20号　農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第21号　農用地利用集積計画の決定について
議案第22号　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第23号　農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第24号　農地の買受適格証明願の証明書の発行について
議案第25号　別段の面積の設定の必要性について

報告第７号　農地法第３条の許可取消について
報告第８号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第９号　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第10号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 15 時 00 分］

事務局次長　ただいまから令和 3 年 3 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 18 番大湯茂八郎委員、議席番号 22 番藤田善明委員の 2 名であります。ただいまの出席者数は 23 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。26 番山内知人委員、1 番岩谷裕子委員、2 番成田忠光委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の佐藤久明主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の 4、議事に入ります。

議　　長　議案第 18 号を議題といたします。議案第 18 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　1 ページをお開き願います。議案第 18 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 10 件 35,182 ㎡、畑 19 件 153,145 ㎡、合計 29 件 188,327 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 24 件 99,316 ㎡、畑 15 件 82,326.53 ㎡、合計 39 件 181,642.53 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 3 月 15 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、岩谷裕子委員、成田忠光委員、佐藤耕一委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 6 件及び社会福祉法人の農地取得 2 件についての事情聴取を行いました。6 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 184 番および 17 ページ、使用収益権関係、227 番について申し上げます。譲受人は、作業用機械の教習所を経営しており、事業拡大のため農業参入したいとの思いがあり、今回自分の農地を取得する見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。以前勤めていた会社でりんご栽培にも携わっていたため、一連の農作業経験はあり、今後は、農業を営んでいる義理の兄の指導の下、農業に従事していくという事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。9 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 190 番について申し上げます。譲受人は、これまでもりんご農家である実家の農作業に従事しており、今回、父より農地の贈与を受けることとなったため、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地では、今後も両親からの指導の下、農業に従事していくという事から、技術力等、特に問題ないと判断しました。14 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 202 番について申し上げます。譲受人は、社会福祉法人であり、農地法

調査委員長　施行令第 2 条第 1 項第 1 号ハの「業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」に該当するか聞き取りしたところ、法人が運営する、障がい者施設が就労支援の場を提供し、利用者に工賃を還元することを目的とする事業を実施するため、農地を取得するものであるとのことです。これまでも野菜などを栽培しており、今後は、作業員を増員して対応すると申し述べておりました。作業員を増員し、生産活動にかかる事業の収益は、すべて利用者の工賃へ還元されるとのことであることから、社会福祉事業の用に供すると認められ、問題ないと判断しました。16 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 225 番について申し上げます。借受人は、16 年ほど前から、農業を営んでいる父の農作業の手伝いをしておりました。今後は、専業農家として独立したいという思いがあり、今回自分の農地を借り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地では、これまで同様、水稲とりんごを栽培すると申しており、一連の農作業経験があり、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題ないと判断しました。19 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 234 番について申し上げます。借受人は、これまでもりんご農家である実家の農作業に従事しており、今回、父より農地を借り受ける事となったため、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地では、これまでどおりりんごを栽培すると申しており、一連の農作業経験があり、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題ないと判断しました。20 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 236 番について申し上げます。借受人は、これまで妻の実家のりんご園で、20 年ほど前から農作業の手伝いをしており、今後は専業農家として独立したいという思いがあり、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地では、これまでどおりりんごを栽培すると申しており、今後も妻の父の指導の下、農業に従事していくという事から、技術力等、特に問題ないと判断しました。23 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 245 番について申し上げます。借受人は、農地所有適格法人に勤務しており、今後は、夫婦で専業農家として独立したいという思いがあり、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地では、りんごを栽培すると申しており、一連の農作業経験があり、農機具等については、今後、中古のスプレーヤーを購入するか、業者へ委託する予定とのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。24 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 246 番について申し上げます。借受人は、社会福祉法人であり、農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号ハの「業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」に該当するか聞き取りしたところ、法人が運営する、障がい者施設が就労支援の場を提供し、利用者に工賃を還元することを目的とする事業を実施するため、農地を取得するものであるとのことです。これまでも大豆の栽培から、味噌の製造、販売した経験があり、周辺農地に影響を及ぼす恐れもないことから、特に問題ないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 18 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 18 号は、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第18号は、許可することに決定いたします。

次に、議案第19号を議題といたします。議案第19号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　31ページをお開き願います。議案第19号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第4条第1項及び第2項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、田1件1,600㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。33ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、受付番号11番は、農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第19号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第19号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第19号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第20号を議題といたします。議案第20号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　35ページをお開き願います。議案第20号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田1件3,346㎡、畑1件244㎡、合計2件3,590㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査

事務局次長　会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。37 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 24 番について報告いたします。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、農地区分が第 3 種農地で、原則許可相当の農地区分です。受付番号 25 番は、農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 20 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 20 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 20 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 21 号を議題といたします。議案第 21 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　39 ページをお開き願います。議案第 21 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 8 件 38,956 ㎡、畑 10 件 25,564 ㎡、合計 18 件 64,520 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 3 件 11,506 ㎡、畑 2 件 6,247 ㎡、合計 5 件 17,753 ㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、使用収益権関係で、田 2 件 8,133 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。46 ページをお開きください。所有権関係、受付

調査副委員長　番号 139 番から、47 ページ 141 番、49 ページ、使用収益権関係、受付番号 76 番及び 51 ページ 78 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。49 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 76 番については、貸借期間の満了により、利用権を再設定するための計画案であります。50 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 77 番から、51 ページ 78 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第 21 号について御審議願います。ご質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 21 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 21 号は、委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 22 号を議題といたします。議案第 22 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　53 ページをお開き願います。議案第 22 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 5 件 12,113 ㎡、畑 5 件 18,066 ㎡、合計 10 件 30,179 ㎡であります。今回提出されました 10 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 10 件が整ったものであります。また、56 ページ、所有権関係、受付番号 90 番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等補者名簿の登録要件を要しないものであります。以上であります。

議　　長　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 22 号の計画案について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第22号の計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第22号の計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第23号を議題といたします。議案第23号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　59ページをお開き願います。議案第23号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、田21件169,582.82㎡、畑0件4,840㎡、合計21件174,422.82㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　今回提出されました21件につきましては、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構であるあおもり農林業支援センターから新たな担い手に貸し付けられるものであります。議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるもので、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第23号の配分計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第23号の配分計画案については、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第23号の配分計画案については、委員会報告のとおり異議ないものと決定いたします。

次に、議案第24号を議題といたします。議案第24号は「農地の買受適格証明願の証明書の発行について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　75ページをお開き願います。議案第24号は「農地の買受適格証明願の証明書の発行について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項の規定の適用を受ける農地について、農地買受適格証明願の提出があったので、その証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。

本会議に提出されました件数と面積は、畑1件2,368㎡であります。この願出は民事執行法に基づく競売参加にあたり、農地取得の適格者であることを証明するものであり、願出人が買受人となり、3条許可申請があったときは、事情が異なる場合を除き、これを許可するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　去る3月15日の事前調査会で聞き取りを行っておりますので、その概要をお知らせいたします。77ページをお開きください。受付番号1番について申し上げます。願出人は、主に水稲を栽培しておりますが、コロナ禍により米の販売が不調なこともあり、願出地に大豆を作付けしたいと申し述べておりました。農作業経験もあり、技術力等、特に問題ないと判断しました。以上のことから、農地法第3条第2項各号については、いずれも該当しないため、証明書の発行は適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明はありますか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第24号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第24号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（な　し）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第24号は証明することに決定いたします。

次に、議案第25号を議題といたします。議案第25号は、「別段面積の設定の必要性について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　79ページをお開き願います。議案第25号は、「別段面積の設定の必要性について」であります。提案理由は、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定の必要性について、本会の審議を求めるものであります。農地法の下限面積、いわゆる5反歩要件については、農林水産省令で定める基準に従い、農業委員会が５０アール未満の別段の面積を定めることができることになっておりますので、その必要性について審議するものであります。なお、詳細につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　80ページをお開きください。農地法施行規則第17条第1項に定める基準について申し上げます。2015年農林業センサスでは、当市全体の40アール未満の農家戸数は、全農業戸数の16.56％で、規則に定める40％を下回っており、別段面積を設定できる基準に該当しておりません。ただ、地区別に見てみますと堀越地区が44.0％であることから、堀越地区に40アールの別段面積を設定すべきか否かについて検討しました。検討の結果、堀越地区と同様に水稲を主作とする営農形態である豊田・和徳地区が設定できる基準に該当しないため引き下げできないこと、また、仮に堀越地区に限定して10アールだけ引き下げることについては、市全体からみても必要性はないものと考えられました。次に、81ページをお開きください。農地法施行規則第17条第2項に定める基準について申し上げます。規則によりますと、遊休農地が相当程度存在する場合は、先ほど申し上げた基準を適用せずに別段面積を設定できることから、このことについても検討しました。農林業センサスでは、当市の農地面積に占める耕作放棄地の割合は7.0％で、青森県の13.8％を大きく下回っております。また、今年度の利用状況調査の結果によれば、当市の農地台帳面積に占める遊休農地面積の割合は、2.66％となっており、また、

調査委員長　遊休農地面積については、昨年に比べて2～6ヘクタール程度増加している地区が4地区ありますが、市全体で、109ヘクタール減っていることから、この基準にも該当しないと考えられます。以上のことから、現時点では、別段の面積は設定しないことが妥当であると判断いたしました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第25号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第25号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第25号は、「別段面積を設定しない」ことに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第7号「農地法第3条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　83ページをお開き願います。報告第7号は、「農地法第3条の許可取消について」であります。85ページから86ページに記載の案件ですが、農地法第3条第1項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田1件11,783㎡、畑1件50,103㎡、合計2件61,886㎡であります。なお、取消理由につきましては、85ページの取消理由欄に記載のとおり、双方の都合となっており、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。

議　　長　報告第7号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　87ページをお開き願います。報告第8号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田5件30,109㎡、畑6件51,273.32㎡、合計11件81,382.32㎡であります。なお、届出理由につきましては89ページから91ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第8号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第9号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　93ページをお開き願います。報告第9号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第4条第1項第8号及び農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第3条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、

事務局次長　本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、4条関係が畑2件358㎡、5条関係が、畑2件341㎡であります。なお、届出理由につきましては、95ページから96ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第9号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第10号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　97ページをお開き願います。報告第10号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田6件29,329㎡、畑5件14,992㎡、合計11件44,321㎡であります。なお、解約理由につきましては、99ページから100ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第10号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了15時44分］